

令和5年3月9日

関係各位

香川県土木部技術企画課長

ウィークリースタンス実施要領に関する運用について（通知）

標記については、令和元年12月24日付け元技企第56268号でお知らせしていますが、令和5年4月1日以降に積算を行う業務から下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1 実施方法について（実施要領4関係）

（1）ウィークリースタンスとして取り組む内容については、以下のとおり決定する。

- 1）初回打合せ時に、受注者は、ウィークリースタンスとして取り組む内容を、（別紙-1）ウィークリースタンス推進チェックシートに整理し、受発注者で合意の上、実施内容を決定する。
- 2）受注者は、（別紙-1）を打合せ記録簿と合わせて提出し、受発注者間で共有する。

（2）特記仕様書雛形の変更

【ウィークリースタンス対象業務でない場合は、削除したうえで使用すること】

〇〇. 業務の実施にあたっては、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）として、以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ取組内容を設定し、積極的に実施するものとする。

- （1）マンデー・ノーピリオド（月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。）
- （2）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（休日前）に依頼をしない。）
- （4）その他の項目（16時以降に打合せをしないなど）

2 初回打合せ時に、受注者は、ウィークリースタンスとして取り組む内容を、ウィークリースタンス推進チェックシートに整理し、受発注者で合意の上、実施内容を決定し、受発注者間で共有するものとする。

本通知については、技術企画課のページに掲載します。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/kiteishuu/rinksaki/hatarakikatakanren.html>

【問合せ先】

香川県土木部技術企画課

積算・市町支援グループ

TEL 087-832-3511